

次回期日令和4年10月5日午後1時30分

令和2年（ワ）第4920号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）ほか13名

被告 国

令和4年9月21日

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作 花 知 志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 村 珠 代

準 備 書 面（11）

原告らは、被告提出令和4年8月9日付準備書面（8）に対して、以下のとおり主張を行う。

目 次

- 第1 「令和4年4月4日参議院決算委員会における松野博一官房長官の答弁に関する原告らの主張には理由がないこと」について 3頁
- 第2 「第2 遠藤富士子東京家庭裁判所調停委員（当時）の論文（甲A158）に関する原告らの主張には理由がないこと」について 4頁

第1 「令和4年4月4日参议院決算委員会における松野博一官房長官の答弁に関する原告らの主張には理由がないこと」について

1 1項（原告らの主張）について

原告らの主張内容自体は争わない。

2 2項（原告らの主張には理由がないこと）について

(1) (1)について

被告の主張は争う。

令和4年4月4日参议院予算委員会において、梅村みずほ議員が、「パートナーから故意に子どもと断絶させられる苦痛、これは私、精神的DVに当たると考えるのですが、いかがでしょうか。」などの質問を行った（甲A166号証29頁以下）。

その質問に対して、松野博一国务大臣は、「御指摘の虚偽DVによって長期間子供と引き離されることについては、ケース・バイ・ケースではありますが、これにより心身に有害な影響を及ぼしたものと認められる場合には、配偶者からの暴力に該当する可能性もありうると考えております。」などの答弁を行った上で、「現在内閣府では、配偶者暴力防止法の見直しを含めた、DV対策の抜本的強化に向けて検討をしており、その中で、子どもと離れて暮らす父母の要望も伺っているところでもあります。こうした要望も踏まえつつ、さまざまな状況で配偶者からの暴力に苦しむ方をきめ細かく支援できるようDV対策の抜本的強化に向けて強化を進めてゆく考えであります。」と答弁を行った（甲A166号証30頁以下）。

この松野国务大臣の答弁は、①「現在内閣府では、配偶者暴力防止法の見直しを含めた、DV対策の抜本的強化に向けて検討をしており、その中で、子どもと離れて暮らす父母の要望も伺っているところでもあります。」と答弁した上で、②「こうした要望も踏まえつつ、さまざまな状況で配偶者からの暴力に苦しむ方をきめ細かく支援できるようDV対策の抜本的強化に向けて検討を進め

てゆく考えであります。」と答弁を行ったのである。

つまり、梅村みずほ議員が、「パートナーから故意に子どもと断絶させられる苦痛、これは私、精神的DVに当たると考えるのですが、いかがでしょうか。」などの質問を行ったことに対して、松野国務大臣は結論として、①「子どもと離れて暮らす父母の要望」を伺った上で、②「さまざまな状況で配偶者からの暴力に苦しむ方をきめ細かく支援できるようDV対策の抜本的強化に向けて検討を進めてゆく考えであります。」と答弁しているのである。

被告が主張するように、松野国務大臣が単に「DV対策の抜本的強化に向けた検討」と答弁したのではなく、「強化を進めてゆく」と答弁したのであるから、被告の反論が認められないことは明白である。

第2 「第2 遠藤富士子東京家庭裁判所調停委員（当時）の論文（甲A158）に関する原告らの主張には理由がないこと」について

1 1項（原告らの主張）について

原告らの主張内容自体は争わない。

2 2項（原告らの主張には理由がないこと）について

(1) 被告の主張は争う。

(2) 被告が引用したその後の部分は、家庭裁判所調停員の経験を踏まえて、「面接交渉の頑強は拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」

（甲A158号証191頁）ことから、親に対するカウンセリングなど、専門的な援助が期待されるところである。」と著者による意見が述べられた内容である。

(3) それに対して、原告らが引用したのは、「以上でみたように、面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」（甲A158号証191頁）の箇所である。

現在の民法が採用している離婚後単独親権制度が、離婚後における子の親権争いを生んでおり、「**監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会**

わせない、実力行使で子連れ去るといった事態が生じることがある。親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかという不安が、親権争いをより熾烈にする。子は父母の深刻な葛藤に直面し、辛い思いをする。」

(甲A41)という事態が生じる一方で、子連れ去った同居親が「**監護実績**を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない」という手段を用いた場合には、「**面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどない**と言ってよい。」(甲A158号証191頁)とされているのであるから、当然、そのような事態(民法が採用している離婚後単独親権制度が離婚後における子の親権争いを生み、その結果子の連れ去りと面会交渉の拒否が行われており、面会交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないという事態)を認識し、もしくは認識しえた国会(国会議員)は、現行法上「**面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどない**」(甲A158号証191頁)以上、面会交渉の頑強な拒否により親子分断を生じさせる(親子分断をもたらすことになる)「子の連れ去り」が行われないうために、さらには子連れ去られる親の権利侵害(基本的人権と人格的な利益の侵害)と連れ去られる子の権利侵害(基本的人権と人格的な利益の侵害)が生じないために、親による子の連れ去り自体を禁止する刑事法や民事法、さらには親による子の連れ去りが生じないための手続法の立法義務を負うことは明白である。

以上